

議第50号

国の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

国の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第90条第10項の規定に基づき、国の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が令和 8 年度において負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
国 営 かん が い 排 水 事 業	長 浜 市	174,782,027 ^円
	日 野 町	7,173,199
	計	181,955,226
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。		